

仮住まいのための引越費用支援のご案内 (被災者引越支援事業)

1 事業の概要

令和6年能登半島地震で被災した地域のコミュニティの再生に向けて、同一地域内で転居した世帯に対する引越し費用の支援を進めている。今回、復旧・復興事業を迅速に行うための復旧工事推進住宅への入居される方の引越費用について支援いたします。



2 対象世帯

災害復旧工事により復旧工事推進住宅へ転居した世帯。

3 対象経費

対象経費は引越費用とし、引越業者又は運送業者に支払った実費を対象とします。(注1)また引越費用の上限は15万円とします。ただし、転居を要する世帯がペットを飼っており、復旧工事推進住宅への転居にあたりペットホテル等の施設へ預ける場合については、その預かり費用を加えた額が15万円を超える場合については30万円を上限に対象経費とすることができます。(注2)

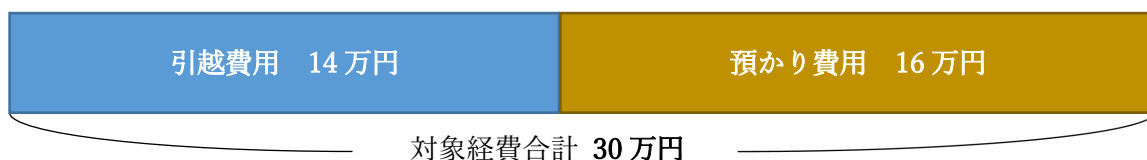
(注1) 引越業又は運送業の事業許可を得ていない業者による引越費用は補助対象とはなりません。また、自ら運搬した場合(レンタカー等)や友人に頼むなどして引越した場合(謝礼等)の他、不用品の処分費用は補助対象とはなりません。

(注2) 第一種動物取扱業の登録を受けた法人又は個人が経営する施設へ預けた場合のみ対象となります。またペットを預けるに付随して受けたサービス(トリミング、治療等)は対象経費に含めることができませんのでご注意ください。

(例) 引越費用が18万円、預かり費用が3万円だった場合



(例) 引越費用が14万円、預かり費用が18万円だった場合



4 補助金額

補助金の額は補助対象経費とし、最大 30 万円が補助されます。

※引越費用は最大 15 万円まで補助します。

※ペットホテル等を利用し、合算した金額が 15 万円を超える場合は最大 30 万円補助されます。

5 提出書類

申請時に提出する書類は以下の通りです。

- (1) 高岡市被災者引越支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 引越費用見積書等の写し
- (3) 引越費用領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

6 申請時期

申請は令和 6 年 10 月 1 日から受付を開始します。

申請のタイミングとしては、引越完了後に行っていただく形となります。

※なお、復旧工事推進住宅への転居にあたり引越業者を利用せず、郵便や宅配等を使い荷物の搬送を行う場合は、配送伝票又は送り状等を見積書の代わりとします。また、ペットホテル等の施設へペットを預ける場合、見積書が出ない可能性があります。その場合は領収書のみの提出を可とします。

5 相談・申請の窓口について

申請にあたってのご相談や質問等については下記までご連絡ください。

高岡市役所 6 階 都市創造部 建築政策課 住宅政策係

電話：0766-30-7291（平日 8：30～17：15） FAX：0766-20-1477

メールアドレス：kentiku@city.takaoka.lg.jp

高岡市 HP

